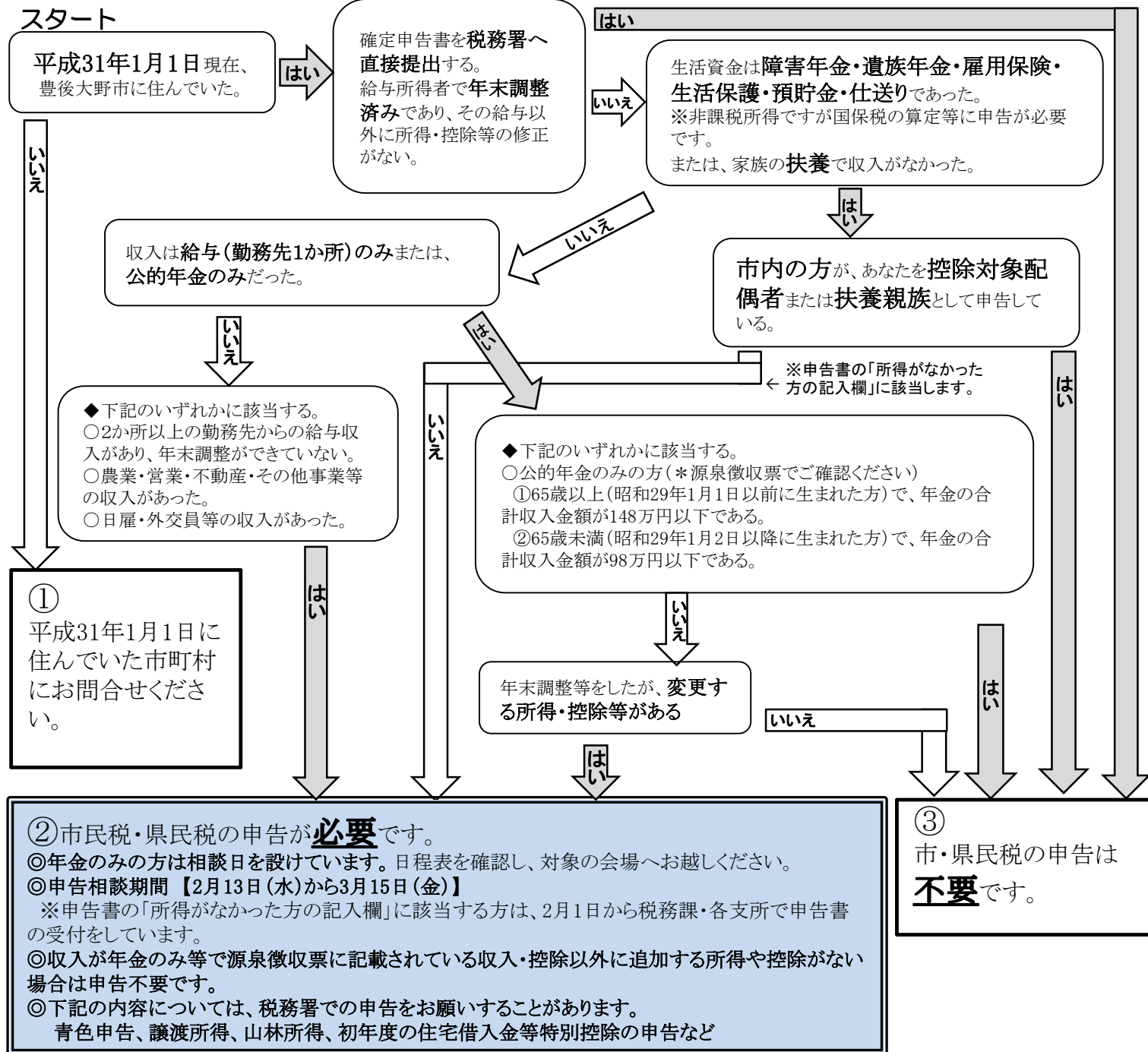


市民税・県民税の申告が必要かどうかフローチャートで確認してください

(※このフローチャートはあくまで標準的な一例です。すべての方に当てはまるわけではありませんのでご了承ください。ご不明な点はお問合せください。)



確定申告が必要な方

※主に税務署にて確定申告する必要があります。

給与の収入金額が2,000万円を超えている方、年金の収入が400万円を超えている方
給与所得がある方で、給与以外の所得(農業・営業・不動産・年金など)が20万円を超えている方
所得税の還付を受けようとしている方
居住用家屋の新築・購入・増築をし、初めて住宅借入金等特別控除を受けようとしている方
青色申告、譲渡所得、山林所得、住宅借入金等特別控除の所得税の確定申告
※所得税確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」のご利用が便利です。ご自分で作成された申告書は郵送および 市役所経由でも提出できます。また、作成されたデータは「e-TAX(電子申告)」を利用して提出できます。(e-TAXの利用に際しては、電子証明書の取得等事前準備が必要です。)

※確定申告の詳細については、税務署にお問合せください。
【三重税務署 0974-22-1015】

◎確定申告は3月15日(金)までです。

市役所の申告相談に来られた方でも、内容によっては税務署に案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お願い

- ◆豊後大野市では、「納税者が自分で計算して申告する」という自主申告を推進しています。
- ◆事業所得(農業・営業など)や不動産所得等がある方は、収入や必要経費について必ず科目ごとに集計を持ってきてください。
- ◆医療費控除を受ける方は、金額を必ず集計しておいてください。
※集計されていなかったり、資料がそろっていない場合は受付できませんので、ご注意ください。